接取引を行う者のみをいい、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする特定信用事業電子決済等代行業再委託者や特定信用事業電子決済等代行業再委託者の利用者である貯金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図の伝達に係る基本契約（継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接利用する貯金者若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2　「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第110条第２項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、特定信用事業電子決済等代行業者又は特定信用事業電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、貯金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、［　］内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3　「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者等（法第110条第２項第２号に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する貯金者等若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第７号（第50条の31の43第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所又は
事務所の所在地
名　称
氏　名　印

（記載上の注意）

（略）

1　登録年月日及び登録番号

（記載上の注意）

水産業協同組合法（以下「法」という。）第116条第６項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第２項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の４第１項第２号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

2　（略）

自身が直接取引を行う者のみをいい、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする特定信用事業電子決済等代行業再委託者や特定信用事業電子決済等代行業再委託者の利用者である貯金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図の伝達に係る基本契約（継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接利用する貯金者若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2　「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第121条の５の２第２項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、特定信用事業電子決済等代行業者又は特定信用事業電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、貯金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、［　］内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3　「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者等（法第121条の５の２第２項第２号に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する貯金者等若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第７号（第50条の31の43第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所又は
事務所の所在地
名　称
氏　名　印

（記載上の注意）

（略）

1　登録年月日及び登録番号

（記載上の注意）

水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の５の８第６項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第２項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の４第１項第２号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

2　（略）